

独立行政法人評価分科会における平成 26 年度の取組について

平成 26 年 5 月 29 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

(略)

2 年度評価について

(1) 年度評価の実施についての考え方

新制度下における年度評価は主務大臣の責任において実施することとなり、委員会は二次評価を行わないことから、年度評価における二次評価は、平成 26 年度に政独委が行うものが実質最後となる。

これまで年度評価の視点については、年度評価の具体的取組として取りまとめてきたが、平成 26 年度においては本取組に盛り込むこととする。その内容は次のとおりである。

【年度評価の視点】

- i 以下について明らかにした上で評価を行っているか。
 - ・ 業務等への取組状況と実績
 - ・ 中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況
 - ・ 目標未達成の業務等について、その要因と改善方策等
 - ・ 業務等への取組により得られた成果・効果（アウトカム）
- ii 過去の指摘（勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等）を踏まえた取組について明らかにした上で評価を行っているか。
- iii 電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上で評価を行っているか。
- iv 過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組について適切に評価を行っているか。

特に、最近の独立行政法人をめぐる動き等を踏まえ、ガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等に係る評価について留意することとする。
- v 保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価を行っているか。

(2) 年度評価作業の実施手順等

通則法改正法案において、総務大臣は評価に関する指針を作成することとされている。その中に評価の視点として、これまでの年度評価における共通的な指摘事項を精査した上で反映させる予定であると理解している。

その上で、政独委は例年どおり二次評価作業を実施する。当該作業の結果、指摘すべき事項が認められた場合、上記の評価の視点に含まれているか否かをチェックし、当該評価の視点に含まれておらず、個別に指摘する特段の理由が認められるものについて意見を付すこととする。

(略)